

県中地域でボイラーの保守・点検等を営む申立人について、警戒区域内の取引先への売上に係る逸失利益（間接損害）につき、平成23年12月以降の損害についても、ボイラーの保守・点検につき代替取引先の開拓は容易でないと、賠償された事例。

（全部）和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人有限会社X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目	営業損害
期 間	自 平成23年12月1日 至 平成24年11月末日

2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、前項の期間について、前項の損害項目についての和解金として金3,024,930円の支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 清算条項

第1項に掲げる損害項目（当該期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務が存在しないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年3月26日

（仲介委員 板垣眞一）